

## ごみの分別コーナー

# 10月から、スプレー缶の分別区分が変更になります！

10月の収集から、スプレー缶の分別区分が『缶・びん』から『不燃ごみ』に変更になります。詳しくは、配布しましたごみ分別ポスター「家庭ごみの分け方・出し方 改訂版（2013. 10）」または、町ホームページに掲載しております「ごみ分別収集のてびき ごみの区分と出し方 改訂版（2013. 10）」をご覧ください。

9月までは、  
『缶・びん』で



10月から『不燃ごみ』で出してください



- スプレー缶の出し方ポイント○
- ・中身を使い切ってから、必ず穴をあけましょう。
  - ・中身が残っていると、収集・処理の際に、爆発、火災の原因になります。

## ごみの不法投棄はやめましょう

ごみの不法投棄は、道路わきなどへのポイ捨てや、人目につきにくい山林などに多く見られ、悪質化してきています。

ごみの不法投棄は、法律で固く禁じられています。不法投棄を防止するには、行政や警察だけでは目が行き届きません。町民の皆さんの目で監視することが発生抑制や再発防止につながります。

## ごみを不法投棄すると…

ごみを不法に投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条」により、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方（併科）が課せられ、重く処罰されます。

## 私有地や私道上に投棄された場合

私有地や私道上に投棄されたごみは、原則として、その所有者または管理者が処理に努めることになっています。不法投棄をされないよう、所有地などの管理をしましょう。



◆問い合わせ先

住民生活課 ☎ 0859-54-5210